

(素案)



**第2次白井市行政経営改革実施計画**  
令和 4(2022)年度～令和 7(2025)年度

**令和 4(2022)年 2 月**  
**白井市**

## 1 行政経営改革実施計画について

### (1) 行政経営改革実施計画の役割と位置付け

行政経営改革実施計画は、行政経営指針（第5次総合計画の実現を下支えし、将来を見据えた持続可能な行政運営を推進するための基本方針）に基づいて、市の行政経営改革を着実に推進するための計画です。

市がこれから行う行政経営改革は、従来の縮小・削減のみに焦点をあてた行財政改革の取り組みから脱却し、将来にわたって持続可能なまちづくりを推進し、市民一人ひとりが自分なりの豊かさを実現できることを目的としています。

そのために行政経営指針では、「市民自治のまちづくり」、「自立した行財政運営」、「将来を見据えた公共施設等の最適な配置」の3つの基本方針を定め、基本方針の下にそれぞれ合計38の取組項目を設けています。

第2次行政経営改革実施計画では、行政経営改革審議会の提案を踏まえ、行政経営指針の38の取組項目及び行政経営改革実施計画のみの新規項目として追加した財源の確保の1項目の合計39の取組項目を達成するため、具体的な取組項目を位置付けます。

また、平成30（2018）年に策定した「財政推計の見直しと財政健全化の取組」で、引き続き取り組む必要がある項目についても、第2次行政経営改革実施計画に位置付けます。

市は、第2次行政経営改革実施計画の取組項目を着実に実施することで、行政経営指針の取組項目を実現し、行政経営改革を進めていきます。

記載内容について、加筆・修正します。

## 行政経営指針の3つの基本方針

### 基本方針1 市民自治のまちづくり

将来にわたって持続可能なまちづくりを推進し、市民一人ひとりが自分なりの豊かさを実現できるまちを目指します。

- 1 市民参加の充実
- 2 地域コミュニティづくりの推進
- 3 情報共有の徹底と可視化

### 基本方針2 自立した行財政運営

国や県に依存することのない経営的な視点により、自立した行財政運営を目指します。また、限られた財源を有効に活用するためには、経営の視点とともに協働の視点に立った行財政運営を目指します。

- 1 効率的な行政組織の構築
- 2 多様な人材の育成と確保
- 3 財源の確保
- 4 歳出の抑制
- 5 適材適所による事業主体の見直し
- 6 評価に基づく行政サービスの質の向上と精査

### 基本方針3 将来を見据えた公共施設等の最適な配置

公共施設等の老朽化対策を進めるため、中長期的な視点に立って、行政運営の基本的指針である総合計画や都市づくりの基本的な方向性を示す都市マスタープランと整合を図りながら、将来を見据えた公共施設等の最適な配置の実現を目指します。

- 1 公共施設等総合管理計画と個別施設計画に基づく公共施設等の最適化

## 財政推計の見直しと財政健全化の取組に規定される項目

### (1) 歳出削減のための取組

- ア 人件費等の削減
- イ 公共施設等のあり方の見直し
- ウ 事務事業の廃止や見直しによる経費削減

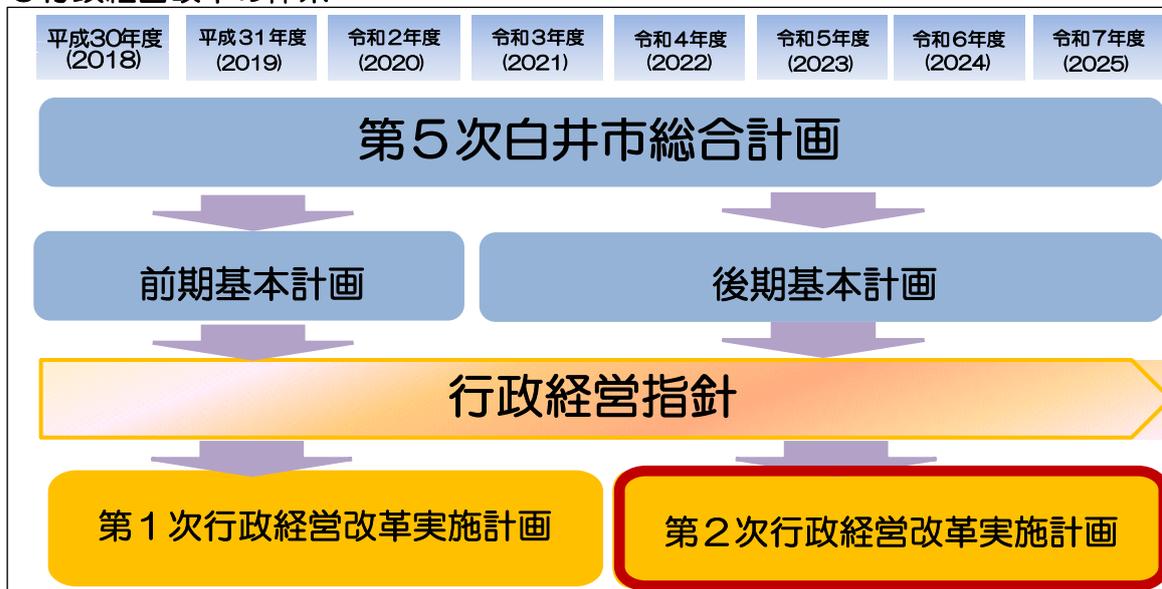
### (2) 歳入確保のための取組

- ア 財源の確保
- イ 受益者負担の適正化
- ウ 財政健全化の取組による効果額

(2) 行政経営改革実施計画の計画期間

第2次行政経営改革実施計画は、行政経営指針の計画期間と合わせた令和4（2022）年度から令和7（2025）年度までの4年間の計画期間とします。

●行政経営改革の体系



### (3) 行政経営改革実施計画の目標と効果

市は、行政経営改革により、将来にわたって持続可能なまちづくりを推進し、市民一人ひとりが自分なりの豊かさを実現できることを目的としています。

そのため、行政経営改革実施計画については、財政上の効果額のみを目標や効果とするものではありません。

行政経営改革実施計画は、財政上の効果額が見込める取組項目と、行政サービスの向上や市民参加の充実などの財政上の効果額は見込めないが、市民のメリットや市の業務の効率性が高まることが見込める取組項目によって構成されています。

財政上の効果額が見込める取組項目については、計画期間中に取組項目を実施することで、歳入が確保され、又は歳出が削減される予定の金額を効果額としており、計画策定時において、約6億9,298万円の効果額を見込んでいます。

また、それ以外の取組項目については、そのメリットを効果としています。

#### 計画期間（4年間）に財政上の効果が見込める取組項目

整理番号	取組項目名	計画期間における財政効果額
2-3-②	使用料・手数料の見直し	※計画を具体化する中で定める。
2-3-⑥-1	公有財産の有効活用	1,414万円
2-3-⑥-2	普通財産等の売却	66,784万円
2-3-⑥-3	公共施設等へのネーミングライツの導入	※計画を具体化する中で定める。
2-4-②	補助金・補助費の見直し	※計画を具体化する中で定める。
財-(1)-ア-①	特別職	200万円
財-(1)-ア-②	管理職	900万円
財-(1)-ウ-②	土地の	※計画を具体化する中で定める。
財-(1)-ウ-③	家庭ごみの減量によるごみ処理量の削減	※計画を具体化する中で定める。
財-(2)-ア-③	赤道の市道認定の促進	※計画を具体化する中で定める。
財-(2)-イ-②	上下水道料金の適正化	※計画を具体化する中で定める。
合 計		6億9,298万円

### (4) 行政経営改革実施計画の進行管理

行政経営改革実施計画の進行管理及び実施に伴う評価は、庁内組織として市長をトップにした行政経営戦略会議において報告します。

また、行政経営改革実施計画の進捗状況は、市の附属機関である行政経営改革審議会において、報告し、提案や助言を受けることとします。

行政経営改革実施計画の実施内容や目標、効果については、評価結果を踏まえて、適宜見直しすることとします。

また、行政経営改革実施計画の進捗状況及び評価結果については、広報しろい、ホームページ等において、公表していきます。

## 2 行政経営改革実施計画の取組項目について

行政経営改革実施計画は、次の19の取組項目を位置付けています。詳細については、それぞれの取組項目をご覧ください。

### 行政経営指針の取組項目

#### 基本方針1 市民自治のまちづくり

##### 3. 情報共有の徹底と可視化

行政経営指針の取組項目	整理番号	取組項目	所管課
①広報やICT（情報通信技術）を活用した情報提供の充実を図ります。	1-3-①	オープンデータの推進（P.9）	総務課

#### 基本方針2 自立した行財政運営

##### 3. 財源の確保

行政経営指針の取組項目	整理番号	取組項目	所管課
②使用料・手数料については、サービスを利用する者と利用しない者との負担の公平性の観点から見直します。	2-3-②	使用料・手数料の見直し（P.10）	財政課
⑥多様な収入確保策の検討 【行政経営改革実施計画の項目】	2-3-⑥-1	公有財産の有効活用（P.11）	公共施設マネジメント課
	2-3-⑥-2	普通財産等の売却（P.12）	公共施設マネジメント課
	2-3-⑥-3	公共施設等へのネーミングライツの導入（P.13）	公共施設マネジメント課
	2-3-⑥-4	ガバメントクラウドファンディング活用の推進（P.14）	秘書課

##### 4. 歳出の抑制

行政経営指針の取組項目	整理番号	取組項目	所管課
②補助金・扶助費について、その対象や必要性、妥当性、有効性などを検証し、見直しを行います。	2-4-②	補助金・扶助費の見直し（P.15）	財政課

##### 5. 適材適所による事業主体の見直し

行政経営指針の取組項目	整理番号	取組項目	所管課
①市の守備範囲をあらためて検討しながら、新たな発想の下に、誰が最も事業主体として適正かを検討します。	2-5-①-1	保育園の運営方法の検討と実施（P.16）	保育課
	2-5-①-2	学童保育所の運営方法の検討と実施（P.17）	保育課
	2-5-①-3	障害者支援センターの運営方法の検討と実施（P.18）	障害福祉課

## 6. 評価に基づく行政サービスの質の向上と精査

行政経営指針の取組項目	整理番号	取組項目	所管課
④市民ニーズを把握し、市民の立場になって、その行政サービスが市民にとって本当に必要であるかどうかを考え、精査します。	2-6-④	市政に関する市民意向等の把握と公表 (P. 19)	企画政策課
⑤行政サービスを精査した結果、市民にとって必要性の低い行政サービスについては、勇気をもってやめる判断をします。	2-6-⑤	事業のスクラップ・リセットの徹底 (P. 20)	企画政策課

### 財政健全化の取組項目

#### (1) 歳出削減のための取組

##### ア. 人件費等の削減

財政健全化の取組項目	整理番号	取組項目	所管課
特別職報酬や管理職手当の削減など自助努力による人件費の削減に取り組むとともに、事務の効率化・簡素化と行政組織のスリム化により職員数の抑制を図り、人件費等を削減します。	財-(1)-ア-①	特別職報酬の削減 (P. 21)	総務課
	財-(1)-ア-②	管理職・管理職手当の削減 (P. 22)	総務課

##### イ. 公共施設のあり方の見直し

財政健全化の取組項目	整理番号	取組項目	所管課
市が保有する公共施設等は、昭和54(1979)年の千葉ニュータウンの街開きを契機に集中的に整備しており、今後は一斉に立替等の更新時期を迎える見込みです。今後、公共施設等をどのように更新し、維持管理していくのか、統廃合を視野に入れながらコストを削減します。	財-(1)-イ-③	出張所の窓口の廃止 (P. 23)	市民課

## ウ. 事務事業の廃止や見直しによる経費削減

財政健全化の取組項目	整理番号	取組項目	所管課
当初の目的を達成した事業や成果が上がっていない事業の廃止を徹底し、また、事務事業を見直すことにより経費を削減します。	財-(1)-ウ -②	土地の賃借廃止 (P. 24)	財政課
	財-(1)-ウ -③	家庭ごみの有料化によるごみ処理料の削減 (P. 25)	環境課

## (2) 歳入確保のための取組

### ア. 財源の確保

財政健全化の取組項目	整理番号	取組項目	所管課
公有財産や市が保有する資源の活用を徹底し、財源を確保します。また、企業誘致により新たな税収を確保します。	財-(2)-ア -③	赤道の市道認定の促進 (P. 26)	道路課

### イ. 受益者負担の適正化

財政健全化の取組項目	整理番号	取組項目	所管課
受益者負担の原則を徹底することにより、負担の公平性・公正性を確保します。	財-(2)-イ -②	上下水道料金の適正化 (P. 27)	上下水道課

■行政経営改革実施計画の取組項目における表の見方は、次のとおりです

**A**

	新規
	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

基本方針1 市民自治のまちづくり **B**

3. 情報共有の徹底と可視化

① 広報やICT（情報通信技術）を活用した情報提供の充実を図ります。

整理番号	①	項目名	②	所管課	③
これまでの取り組み			④		
これからの取り組み			⑤		
目的			⑥		
目標時期			⑦		
実施内容	実施スケジュール				
	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	
⑧	➡				
	目標		効果		
令和4(2022)年度	⑨		【市の効果】 【市民の効果】  ⑩		
令和5(2023)年度					
令和6(2024)年度					
令和7(2025)年度					

項目	説明
<b>A</b>	取組項目の分類を示しています。全ての取組項目は、「新規」、「見直し改善（拡充）」、「継続（拡充）」に分類しています。
<b>B</b>	行政経営指針の基本方針・行政経営改革実施計画の取組項目・財政健全化の取組項目を記述しています。
①	実施計画の取組項目別の番号でBを整理しています。取組項目が2つ以上の場合は枝番です。
②	取組項目名です。
③	取組項目を推進する所管課名です。
④	取組項目におけるこれまでに実施した取り組みや課題を記入しています。
⑤	取組項目におけるこれから実施する取り組みです。
⑥	取組項目を実施する目的です。
⑦	取組項目を実施又は本格実施する目標の年度です。毎年実施する場合は随時としています。
⑧	取組項目における具体的な実施内容とその実施スケジュールです。
⑨	取組項目の年度別実施目標です。⑧の実施内容を詳しく記入しています。
⑩	取組項目を実施することの効果の効果を記入しています。歳入の増加又は歳出の削減などの財政上の効果のある取組項目の場合は、効果額として金額を記入しています。なお、検討が具体化していないため、計画策定時点で効果額を定めることのできないものは■円としています。

●	新規
	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

基本方針1 市民自治のまちづくり

3. 情報共有の徹底と可視化

① 広報やICT（情報通信技術）を活用した情報提供の充実を図ります。

整理番号	1-3-①	項目名	オープンデータの推進	所管課	総務課
これまでの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>国や地方公共団体は、オープンデータ（誰もがインターネット等を通じて容易に利用できるよう公開されたデータ）に取り組むことが義務付けられている。</li> <li>県が公開しているオープンデータから一部の白井市の情報は取得できるが、市が独自で公開しているオープンデータはなかった。</li> </ul>				
これからの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査・研究の上、市独自のオープンデータの推進に関する基本方針を策定し、公開する。</li> <li>市民向け公開型GISについては、費用対効果等を検討の上、導入の可否を検討する。</li> </ul>				
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>「透明性・信頼性の向上」、「市民参加・官民協働の推進」、「経済の活性化・行政の効率化」を図るため。</li> </ul>				
目標時期	令和5（2023）年度				
実施内容		実施スケジュール			
		令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度
オープンデータの公開に向けた準備・研究		→			
オープンデータの公開			→	→	→
市民向け公開型GIS導入の検討			→	→	
市民向け公開型GIS導入の検討結果に伴う実施					→
目標		効果			
令和4(2022)年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>オープンデータの公開に向けた準備・研究</li> </ul>	<b>【市の効果】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画情報等をオープンデータ化することで窓口・電話対応事務の軽減を図ることができる。</li> </ul>			
令和5(2023)年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>オープンデータの公開</li> <li>市民向け公開型GIS導入の検討</li> </ul>	<b>【市民の効果】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>市の都市計画情報等を自由に利用できる。</li> <li>市民生活に役立つ新しいサービスが創出され機会が増える。</li> </ul>			
令和6(2024)年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>オープンデータの公開</li> <li>市民向け公開型GIS導入の検討</li> </ul>				
令和7(2025)年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>オープンデータの公開</li> <li>市民向け公開型GIS導入の検討結果に伴う実施</li> </ul>				

	新規
●	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

基本方針 2 自立した行財政運営

3. 財源の確保

- ② 使用料・手数料については、サービスを利用する者と利用しない者との負担の公平性の観点から見直します。

整理番号	2-3-②	項目名	使用料・手数料の見直し	所管課	財政課		
これまでの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>市は、平成 28（2016）年度に「使用料・手数料の考え方」を改定し、受益者負担率 100%とした。</li> <li>平成 29（2017）年度に使用料・手数料の見直しをした結果、平成 30（2018）年 4 月から新たな使用料・手数料とすることとした。</li> <li>使用料・利用料金の減免に関する市の統一した基準を作成し、平成 31（2019）年 4 月から適用した。</li> </ul>						
これからの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての使用料・手数料の見直しを 3 年ごとに行い、受益者負担率 100%を目指す。</li> <li>新型コロナウイルス感染症の影響により、当面の間は通常の利用実績及び決算と異なることから、令和 4（2022）年度の利用実績及び決算を基礎として令和 5（2023）年度から算定等を行う。</li> </ul>						
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>適正な使用料・手数料を徴収することで、市の財源を確保するため。</li> <li>サービスを利用している人と利用していない人の負担の不公平を解消するため。</li> </ul>						
目標時期	令和 7（2025）年度						
実施内容				実施スケジュール			
				令和 4(2022)年度	令和 5(2023)年度	令和 6(2024)年度	令和 7(2025)年度
使用料・手数料の見直し						→	
市民への周知						→	
新たな使用料・手数料の実施							→
無料の公の施設の利用料金の有料化検討				→			
目標				効果			
令和 4(2022)年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>無料の公の施設の利用料金の有料化検討</li> </ul>			<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">           積算後、効果額を記載します。         </div>			
令和 5(2023)年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用料・手数料の見直し</li> <li>無料の公の施設の利用料金の有料化検討</li> </ul>						
令和 6(2024)年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用料・手数料の見直し</li> <li>市民への周知</li> <li>無料の公の施設の利用料金の有料化検討</li> </ul>						
令和 7(2025)年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たな使用料・手数料の実施</li> <li>無料の公の施設の利用料金の有料化検討</li> </ul>						
				効果額			
				■円			

	新規
	見直し改善（拡充）
●	継続（拡充）

基本方針 2 自立した行財政運営

3. 財源の確保

⑥ 多様な収入確保策の検討

整理番号	2-3-⑥-1	項目名	公有財産の有効活用	所管課	公共施設マネジメント課
これまでの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政財産の目的外使用については、使用を許可した上で、使用料を徴収している。</li> <li>普通財産の使用について、貸付契約等により、賃借料を得ている。</li> <li>平成 29（2017）年度に公有財産の利活用に関する基本方針を策定した。</li> </ul>				
これからの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>公有財産を有効活用するため、貸付等を行う。</li> </ul>				
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>財源の確保を図るため。</li> </ul>				
目標時期	随時				
実施内容		実施スケジュール			
		令和 4(2022)年度	令和 5(2023)年度	令和 6(2024)年度	令和 7(2025)年度
公有財産の貸付等の実施					
目標		効果			
令和 4(2022)年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>公有財産の貸付等の実施</li> </ul>	公有財産の貸付等 3,536,000 円 (R3 予算額) 3,536,000 円 × 4 ヲ年 = 14,144,000 円			
令和 5(2023)年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>公有財産の貸付等の実施</li> </ul>				
令和 6(2024)年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>公有財産の貸付等の実施</li> </ul>				
令和 7(2025)年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>公有財産の貸付等の実施</li> </ul>				
		効果額		14,144,000 円	

	新規
	見直し改善（拡充）
●	継続（拡充）

基本方針 2 自立した行財政運営

3. 財源の確保

⑥ 多様な収入確保策の検討

整理番号	2-3-⑥-2	項目名	普通財産等の売却	所管課	公共施設マネジメント課
これまでの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>市は、土地所有者として普通財産等を適正に管理するため、除草作業や危険防止のための柵等を設置した上で、経費をかけて管理している。</li> <li>平成 29（2017）年度に公有財産の利活用に関する基本方針を策定した。</li> <li>基本方針に基づき、教職員住宅の売却や一時的な給食センター跡地の利活用を実施した。</li> </ul>				
これからの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>各自治会等に自治会集会所用地等の今後の活用の有無を打診し、活用の予定がない自治会集会所用地等を売却することで、財源の確保と経費の削減を行う。</li> <li>給食センター跡地の利活用について、駅周辺地域活性化プロジェクトチームと連携し検討していく。</li> <li>富士南園広場の売却について、検討していく。</li> </ul>				
目的	・財源の確保を図るため。				
目標時期	随時				
		実施スケジュール			
		令和 4(2022)年度	令和 5(2023)年度	令和 6(2024)年度	令和 7(2025)年度
実施内容					
普通財産等の洗い出し		→			
普通財産等の不動産鑑定の実施		→			
普通財産等の売却		→			
富士南園広場の売却の検討		→			
富士南園広場の売却の検討結果に伴う実施		→			
		効果			
	目標				
令和 4 (2022) 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>普通財産等の洗い出し</li> <li>普通財産等の不動産鑑定の実施</li> <li>普通財産等の売却</li> <li>富士南園広場の売却の検討</li> </ul>	※近傍価格×面積 ・集会所予定地 $53,700 \text{ 円} \times 173.72 \text{ m}^2 = 9,328,764 \text{ 円}$ ・富士南園広場 $26,900 \text{ 円} \times 24,480 \text{ m}^2 = 658,512,000 \text{ 円}$			
令和 5 (2023) 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>普通財産等の洗い出し</li> <li>普通財産等の不動産鑑定の実施</li> <li>普通財産等の売却</li> <li>富士南園広場の売却の検討</li> </ul>				
令和 6 (2024) 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>普通財産等の洗い出し</li> <li>普通財産等の不動産鑑定の実施</li> <li>普通財産等の売却</li> <li>富士南園広場の売却の検討結果に伴う実施</li> </ul>				
令和 7 (2025) 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>普通財産等の洗い出し</li> <li>普通財産等の不動産鑑定の実施</li> <li>普通財産等の売却</li> <li>富士南園広場の売却の検討結果に伴う実施</li> </ul>				
		効果額		667,840,764 円	



●	新規
	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

基本方針 2 自立した行財政運営

3. 財源の確保

⑥ 多様な収入確保策の検討

整理番号	2-3-⑥-4	項目名	ガバメントクラウドファンディング活用の推進	所管課	秘書課	
これまでの取り組み	・クラウドファンディングを活用した事業実績はあるが、活用実績が少ない状況である。					
これからの取り組み	・庁内全体でクラウドファンディングに関する知識を深め、各課で活用していく。					
目的	・事業実施の新たな財源として、クラウドファンディングを活用していくため。					
目標時期	随時					
実施内容			実施スケジュール			
			令和 4(2022)年度	令和 5(2023)年度	令和 6(2024)年度	令和 7(2025)年度
クラウドファンディングに係る研修会の実施			→			
目標			効果			
令和 4(2022)年度	・クラウドファンディングに係る研修会の実施		【市の効果】 ・事業実施にあたって、新たな財源の確保が期待できる。			
令和 5(2023)年度	・クラウドファンディングに係る研修会の実施					
令和 6(2024)年度	・クラウドファンディングに係る研修会の実施					
令和 7(2025)年度	・クラウドファンディングに係る研修会の実施					

	新規
●	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

基本方針 2 自立した行財政運営

3. 財源の確保

- ② 使用料・手数料については、サービスを利用する者と利用しない者との負担の公平性の観点から見直します。

整理番号	2-4-②	項目名	補助金・扶助費の見直し	所管課	財政課		
これまでの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>市は、補助金を見直す際の見直し基準を定めていたが、補助金を新設する際の基本方針を定めていなかった。</li> <li>平成 29（2017）年度に「白井市補助金のあり方の基本方針」を策定し、基本方針に基づき、5年ごとに、行政評価の一環として、全ての補助金の見直しを行うこととした。</li> <li>扶助費については、随時見直しを行うこととしている。</li> </ul>						
これからの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>予算編成時に全ての補助金について、「白井市補助金のあり方の基本方針」に基づき、適切に運用しているかを確認する。</li> <li>財政課と担当課等でヒアリングを実施し、市が任意に支出する扶助費について、ヒアリング結果を基に方針を示し、適正化を図る。</li> </ul>						
目的	補助金及び扶助費を適正に執行するため。						
目標時期	随時						
実施内容				実施スケジュール			
				令和 4(2022)年度	令和 5(2023)年度	令和 6(2024)年度	令和 7(2025)年度
補助金の見直しの実施				→			
予算編成時の既存補助金・扶助費の確認				→			
扶助費の見直し				→			
目標				効果			
令和 4(2022)年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助金の見直しの実施</li> <li>予算編成時の既存補助金の確認</li> <li>扶助費の見直し</li> </ul>						
令和 5(2023)年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>予算編成時の既存補助金の確認</li> <li>扶助費の見直し</li> </ul>						
令和 6(2024)年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>予算編成時の既存補助金の確認</li> <li>扶助費の見直し</li> </ul>						
令和 7(2025)年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>予算編成時の既存補助金の確認</li> <li>扶助費の見直し</li> </ul>						
効果額				■円			

	新規
	見直し改善（拡充）
●	継続（拡充）

基本方針 2 自立した行財政運営

5. 適材適所による事業主体の見直し

- ① 市の守備範囲をあらためて検討しながら、新たな発想の下に、誰が最も事業主体として適正かを検討します。

整理番号	2-5-①-1	項目名	保育園の運営方法の検討と実施	所管課	保育課
これまでの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>市には 12 施設の保育園がある。（公立 3、私立 9）</li> <li>保育園の運営方法について、直営、一部委託、指定管理者制度の導入、民営化等の運営方法を比較し、サービスとコストの観点から最も適した運営方法を決定することとした。</li> </ul>				
これからの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営方法については、令和 6（2024）年 9 月までに決定する。</li> <li>運営方法を決定するためには、公立保育園のあり方を検討していく必要があるため、令和 5（2024）年度にかけて検討を行い、その結果をもとに運営方法を決定していく。</li> </ul>				
目的	サービスとコストの観点から、誰が最も適正な事業主体であるかを検討するため。				
目標時期	令和 6（2024）年度				
実施内容		実施スケジュール			
		令和 4(2022)年度	令和 5(2023)年度	令和 6(2024)年度	令和 7(2025)年度
保育園の運営方法の検討		→			
保育園の運営方法の検討結果に伴う実施		→			
目標		効果			
令和 4（2022）年度	・ 保育園の運営方法の検討	<b>【市の効果】</b> ・ 最も適した運営方法等が決まる。  <b>【市民の効果】</b> ・ 行政サービスが向上する。			
令和 5（2023）年度	・ 保育園の運営方法の検討				
令和 6（2024）年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育園の運営方法の検討</li> <li>保育園の運営方法の検討結果に伴う実施</li> </ul>				
令和 7（2025）年度	・ 保育園の運営方法の検討結果に伴う実施				

	新規
	見直し改善（拡充）
●	継続（拡充）

基本方針 2 自立した行財政運営

5. 適材適所による事業主体の見直し

- ① 市の守備範囲をあらためて検討しながら、新たな発想の下に、誰が最も事業主体として適正かを検討します。

整理番号	2-5-①-2	項目名	学童保育所の運営方法の検討と実施	所管課	保育課
これまでの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>学童保育所の運営については、平成 29（2017）年度から運営委託を実施している。</li> <li>令和 2（2020）年度末までの契約期間では、運営委託による運営と指定管理者による運営の比較ができていなかった。</li> <li>運営委託でも事業者運営とした目的である「安定的な運営の確保」「安心・安全なサービスの提供」「保護者負担の軽減」が達成できていたことから、令和 3 年度以降についても運営委託を継続している。</li> </ul>				
これからの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>学童保育所の運営について、運営委託を継続するか指定管理者制度による運営とするかを令和 6（2024）年 9 月までに決定する。</li> </ul>				
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービスとコストの観点から、最も適正な運営方法を検討するため。</li> </ul>				
目標時期	令和 6（2024）年度				
実施内容		実施スケジュール			
		令和 4(2022)年度	令和 5(2023)年度	令和 6(2024)年度	令和 7(2025)年度
学童保育所の運営方法の検討		→			
学童保育所の運営方法の検討結果に伴う実施		→			
目標		効果			
令和 4（2022）年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>学童保育所の運営方法の検討</li> </ul>	<b>【市の効果】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>最も適した運営方法等が決まる。</li> </ul> <b>【市民の効果】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政サービスが向上する。</li> </ul>			
令和 5（2023）年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>学童保育所の運営方法の検討</li> </ul>				
令和 6（2024）年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>学童保育所の運営方法の検討</li> <li>学童保育所の運営方法の検討結果に伴う実施</li> </ul>				
令和 7（2025）年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>学童保育所の運営方法の検討結果に伴う実施</li> </ul>				



	新規
●	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

基本方針 2 自立した行財政運営

6. 評価に基づく行政サービスの質の向上と精査

- ⑤ 行政サービスを精査した結果、市民にとって必要性の低い行政サービスについては、勇気をもってやめる判断をします。

整理番号	2-6-④	項目名	市政に関する市民意向等の把握と公表	所管課	企画政策課	
これまでの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>市は、5年に1回、市政に関する市民意向等を把握するため、住民意識調査を実施し、総合計画の策定に活用しているが、計画の推進時においては、市の取り組みの進捗等により市民の意識がどう変化しているかの経年的な把握が不十分な状況にあった。</li> <li>平成29(2017)年度に「しろいeモニター制度」を創設し、インターネットを活用したアンケートを実施することで、市の取り組みに対する市民の意向・意識等を経年的に把握した。</li> <li>令和2年度からアンケートの回答率の向上とモニター数の増加を図るため、一定の要件を満たした場合は抽選でプレゼントを実施する制度を創設した。</li> </ul>					
これからの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>SNSなどを利用してeモニターを募集することでモニター数の増加を図り、より多くの市民等の意見を募る。</li> <li>アンケート結果の情報提供手段について検討し、より広く公表するとともにeモニター制度の一層の周知を図る。</li> </ul>					
目的	市民の意向・意識等の変化を的確に把握し、市民ニーズに基づいて市の事業を随時改善するため。					
目標時期	随時					
実施内容			実施スケジュール			
			令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度
しろいeモニター制度を活用したアンケートの実施と公表			→			
住民意識調査の実施			→			
目標			効果			
令和4(2022)年度	・しろいeモニター制度を活用したアンケートの実施		<b>【市の効果】</b> ・市民ニーズに基づいた市の事業の改善が進む。 ・市民ニーズを経年的に把握できる。			
令和5(2023)年度	・しろいeモニター制度を活用したアンケートの実施		<b>【市民の効果】</b> ・市民ニーズが市政に反映される。 ・行政がわかりやすくなる。 ・自分の意向を市に伝える機会が増える。			
令和6(2024)年度	・しろいeモニター制度を活用したアンケートの実施 ・住民意識調査の実施					
令和7(2025)年度	・しろいeモニター制度を活用したアンケートの実施					

	新規
●	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

基本方針 2 自立した行財政運営

6. 評価に基づく行政サービスの質の向上と精査

- ⑤ 行政サービスを精査した結果、市民にとって必要性の低い行政サービスについては、勇気をもってやめる判断をします。

整理番号	2-6-⑤	項目名	事業のスクラップ・リセットの徹底	所管課	企画政策課
これまでの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業のスクラップ・リセットを徹底するための基準や仕組みがなかった。</li> <li>平成 29（2017）年度に事務事業評価により事務事業を総点検し、その結果に基づいて事務事業の抜本的な見直しを全庁的に進める基準として「白井市事務事業評価及び事務事業の見直し基準」を策定し、事務事業の廃止、休止など抜本的な見直しを進めた。</li> </ul>				
これからの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>「白井市事務事業評価及び事務事業の見直し基準」に基づき、また、ロジックモデルを意識し、事業の有効性や必要性などの観点から引き続き事務事業の廃止、休止などの見直しを進めていく。</li> </ul>				
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務事業の廃止、休止など抜本的な見直しを進め、真に必要なものに行政資源を投入するため。</li> </ul>				
目標時期	随時				
実施内容				実施スケジュール	
				令和 4(2022)年度	令和 5(2023)年度
基準に基づく事務事業の廃止、休止など抜本的な見直し					
目標				効果	
令和 4(2022)年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>基準に基づく事務事業の廃止、休止など抜本的な見直し</li> </ul>			<b>【市の効果】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>事務事業の廃止、休止など抜本的な見直しが進む。</li> <li>市民ニーズに基づき市の事業の改善が進む。</li> <li>必要性が低い事業を廃止できる。</li> </ul>	
令和 5(2023)年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>基準に基づく事務事業の廃止、休止など抜本的な見直し</li> </ul>			<b>【市民の効果】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民ニーズが市政に反映される。</li> <li>行政がわかりやすくなる。</li> <li>市政に参加できる。</li> <li>税金が有効に使われる。</li> </ul>	
令和 6(2024)年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>基準に基づく事務事業の廃止、休止など抜本的な見直し</li> </ul>				
令和 7(2025)年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>基準に基づく事務事業の廃止、休止など抜本的な見直し</li> </ul>				

	新規
	見直し改善（拡充）
●	継続（拡充）

財政健全化の取組項目

(1) 歳出削減のための取組

ア 人件費等の削減

特別職報酬や管理職手当の削減など自助努力による人件費の削減に取り組むとともに、事務の効率化・簡素化と行政組織のスリム化により職員数の抑制を図り、人件費等を削減します。

整理番号	財-(1)- ア-①	項目名	特別職報酬の削減	所管課	総務課	
これまでの 取り組み	過去の取組状況を記載します。					
これからの 取り組み	・ 令和 5（2023）年 5 月までの間、特別職報酬の削減を続けていく。					
目的	・ 歳出の削減を図るため。					
目標時期	随時					
実施内容			実施スケジュール			
			令和 4(2022) 年度	令和 5(2023) 年度	令和 6(2024) 年度	令和 7(2025) 年度
特別職報酬の削減の実施			➡			
目標			効果			
令和 4 (2022) 年度	・ 特別職報酬の削減の実施		・ 令和 4（2022）年 4 月から令和 5（2023）年 5 月まで削減した場合の見込み効果額  2,000,000 円			
令和 5 (2023) 年度	・ 特別職報酬の削減の実施					
令和 6 (2024) 年度						
令和 7 (2025) 年度						
			効果額		2,000,000 円	

	新規
	見直し改善（拡充）
●	継続（拡充）

財政健全化の取組項目

(1) 歳出削減のための取組

ア 人件費等の削減

特別職報酬や管理職手当の削減など自助努力による人件費の削減に取り組むとともに、事務の効率化・簡素化と行政組織のスリム化により職員数の抑制を図り、人件費等を削減します。

整理番号	財-(1)- ア-②	項目名	管理職・管理職手当の削減	所管課	総務課		
これまでの 取り組み	過去の取組状況を記載します。						
これからの 取り組み	・ 令和 5（2023）年 3 月までの間、管理職手当の削減を続けていく。						
目的	・ 歳出の削減を図るため。						
目標時期	随時						
実施内容			実施スケジュール				
			令和 4(2022) 年度	令和 5(2023) 年度	令和 6(2024) 年度	令和 7(2025) 年度	
管理職・管理職手当の削減の実施			→				
目標			効果				
令和 4 (2022) 年度	・ 管理職・管理職手当の削減の実施		・ 令和 4（2022）年 4 月から令和 5（2023）年 3 月まで削減した場合の見込み効果額  9,000,000 円				
令和 5 (2023) 年度							
令和 6 (2024) 年度							
令和 7 (2025) 年度							
			効果額		9,000,000 円		

	新規
●	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

財政健全化の取組項目

(1) 歳出削減のための取組

イ 公共施設等のあり方の見直し

市が保有する公共施設等は、昭和 54（1979）年の千葉ニュータウンの街開きを契機に集中的に整備しており、今後は一斉に立替等の更新時期を迎える見込みです。今後、公共施設等をどのように更新し、維持管理していくのか、統廃合を視野に入れながらコストを削減します。

整理番号	財-(1)- イ-③	項目名	出張所の窓口の廃止	所管課	市民課		
これまでの 取り組み					<ul style="list-style-type: none"> <li>出張所運営についてのアンケート調査や意見交換会を実施した。</li> <li>また、廃止の際は全出張所を同時に廃止することとしたが、時期については、マイナンバーカードの交付率が 50%を超えた時点から再検討することとなった。</li> <li>一部出張所で平日の開所時間を午前中のみとする段階的な見直しを実施した。</li> </ul>		
これからの 取り組み					<ul style="list-style-type: none"> <li>マイナンバーカードの交付率について、令和 4（2022）年度中には 50%を超える見込みであるため、無作為抽出によるアンケート調査、市民との意見交換会、出張所条例の廃止等を行い、令和 5（2023）年度中の実施を想定している。</li> </ul>		
目的					マイナンバーカードの普及に伴い、役割の少なくなった出張所の窓口を廃止することで、歳出の削減を図るため。		
目標時期					令和 5（2023）年度		
実施内容				実施スケジュール			
				令和 4(2022) 年度	令和 5(2023) 年度	令和 6(2024) 年度	令和 7(2025) 年度
出張所の窓口の廃止の検討				→			
無作為抽出によるアンケート調査				→			
市民との意見交換会				→			
出張所の窓口の廃止の実施				→			
目標				効果			
令和 4 (2022) 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>出張所の窓口の廃止の検討</li> <li>無作為抽出によるアンケート調査</li> <li>市民との意見交換会及び周知</li> </ul>			<b>【市の効果】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>役割の少なくなった出張所の窓口を廃止することで、歳出の削減ができる。</li> </ul>			
令和 5 (2023) 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>出張所の窓口の廃止の実施</li> </ul>			<b>【市民の効果】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>コンビニエンスストアでは、より幅広い時間帯で証明書等の発行ができる。</li> <li>出張所の廃止は、マイナンバーカードの普及・周知にもつながるため、結果として行政サービスの向上が期待できる。</li> </ul>			
令和 6 (2024) 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>出張所の窓口の廃止の実施</li> </ul>						
令和 7 (2025) 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>出張所の窓口の廃止の実施</li> </ul>						

	新規
●	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

財政健全化の取組項目

(1) 歳出削減のための取組

ウ 事務事業の廃止や見直しによる経費削減

当初の目的を達成した事業や成果が上がっていない事業の廃止を徹底し、また、事務事業を見直すことにより経費を削減します。

整理番号	財-(1)-ウ-②	項目名	土地の賃借廃止	所管課	財政課	
これまでの取り組み	・平成 30（2018）年度時点で、第 5 次総合計画策定時に行った財政推計と現状の間に大きな差があったため、財政健全化の取組を策定し、土地の賃借廃止の検討及び実施をしている。					
これからの取り組み	・土地の利用状況を把握し、利用目的が薄れている土地については賃借を廃止する。					
目的	・土地の賃借を見直すことで経費削減を図るため。					
目標時期	随時					
実施内容			実施スケジュール			
			令和 4(2022)年度	令和 5(2023)年度	令和 6(2024)年度	令和 7(2025)年度
賃借廃止できる土地の洗い出し			—————▶			
目標			効果			
令和 4(2022)年度	・賃借廃止できる土地の洗い出し					
令和 5(2023)年度	・賃借廃止できる土地の洗い出し					
令和 6(2024)年度	・賃借廃止できる土地の洗い出し					
令和 7(2025)年度	・賃借廃止できる土地の洗い出し					
			効果額 ■円			

	新規
●	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

財政健全化の取組項目

(1) 歳出削減のための取組

ウ 事務事業の廃止や見直しによる経費削減

当初の目的を達成した事業や成果が上がっていない事業の廃止を徹底し、また、事務事業を見直すことにより経費を削減します。

整理番号	財-(1)-ウ-③	項目名	家庭ごみの減量によるごみ処理料の削減	所管課	環境課		
これまでの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>市のごみ処理については、印西地区環境整備事業組合（一部事務組合）で行っている。</li> <li>市では、ごみの減量化が課題となっていたため、「ごみ減量化・資源化基本方針」を改定し、令和5（2023）年度までの目標値を定めた。</li> <li>パンフレットの配布、ごみ分別アプリの配信、講座による周知啓発や粗大ごみ処理手数料の見直し等の取組を進めてきたが、目標値の達成には至っていない。</li> <li>国が推進する一般廃棄物処理の有料化を踏まえ、家庭ごみの有料化の導入について検討を進めることとし、廃棄物減量等推進審議会に諮問した結果、導入とすべきという答申があった。</li> </ul>						
これからの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭ごみの有料化については、一部事務組合内での事務の一元化を図ることでいっそうの経費削減が期待できることから、まだ有料化されていない印西市と導入時期を合わせることが望ましいが、足並みを揃えることが困難であれば、白井市単独で進めていくことも検討する。</li> <li>プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が令和3（2021）年6月に成立したことに伴い、プラスチック資源（製品プラスチック）の分別収集及び再商品化について、一部事務組合と共に検討を進めていく。</li> </ul>						
目的	一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び市民の意識改革						
目標時期	令和7（2025）年度	記載内容について、簡潔にします。					
実施内容				実施スケジュール			
				令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度
・家庭ごみの有料化に係る検討・実施				→			
・製品プラスチックの分別収集等の検討・実施				→			
目標				効果			
令和4(2022)年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭ごみの有料化に係る検討</li> <li>製品プラスチックの分別収集等の検討</li> </ul>			<b>【市の効果】</b> ・市の業務が効率化される。			
令和5(2023)年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭ごみの有料化に係る検討</li> <li>製品プラスチックの分別収集等の検討及び検討結果に基づく実施</li> </ul>			<b>【市民の効果】</b> ・家庭ごみに対する市民意識の向上が期待できる。 ・排出量に応じた処理手数料を徴収することにより、市民負担が公平化される。			
令和6(2024)年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭ごみの有料化に係る検討及び検討結果に基づく実施</li> <li>製品プラスチックの分別収集等の検討及び検討結果に基づく実施</li> </ul>						
令和7(2025)年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭ごみの有料化に係る検討及び検討結果に基づく実施</li> <li>製品プラスチックの分別収集等の検討及び検討結果に基づく実施</li> </ul>						
				効果額		■円	

	新規
	見直し改善（拡充）
●	継続（拡充）

財政健全化の取組項目

(2) 歳入確保のための取組

ア 財源の確保

公有財産や市が保有する資源の利活用を徹底し、財源を確保します。また、企業誘致により新たな税収を確保します。

整理番号	財-(2)- ア-③	項目名	赤道の市道認定の促進	所管課	道路課				
これまでの 取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 31（2019）年度から令和 2（2020）年度にかけて、赤道の調査を実施し、280 路線・45km の市道認定対象路線が抽出された。</li> <li>抽出された赤道のうち、令和 3（2021）年度に約半分の認定が完了した。</li> </ul>								
これからの 取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>抽出された残りの赤道について、令和 4（2022）年度に認定する。</li> </ul>								
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>赤道を市道認定することで、普通交付税等の増収を図る。</li> </ul>								
目標時期	令和 4（2022）年度								
実施内容				実施スケジュール					
				令和 4(2022) 年度	令和 5(2023) 年度	令和 6(2024) 年度	令和 7(2025) 年度		
赤道の市道認定									
目標				効果					
令和 4 (2022) 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>赤道の市道認定</li> </ul>			<b>【市の効果】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>赤道を市道認定することで、普通交付税等の増加が見込める。</li> </ul>					
令和 5 (2023) 年度				<b>【市民の効果】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>市道として整備されることで、快適に利用できる。</li> </ul>					
令和 6 (2024) 年度									
令和 7 (2025) 年度									
				効果額 <span style="float: right;">■円</span>					

	新規
●	見直し改善（拡充）
	継続（拡充）

財政健全化の取組項目

(2) 歳入確保のための取組

イ 受益者負担の適正化

受益者負担の原則を徹底することにより、負担の公平性・公正性を確保します。

整理番号	財-(2)- イ-②	項目名	上下水道料金の適正化	所管課	上下水道課	
これまでの 取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道事業・下水道事業の経営は、一般会計からの繰り入れを一部活用して経営している。</li> <li>水道事業については、平成 30（2018）年度に上下水道事業審議会諮問し、事業の経営健全化及び経営基盤の一層の強化のため、水道料金改定は必要であるとの答申があった。</li> <li>水道料金について、令和 2（2020）年度より改定した。以後、大きく変化する社会情勢や経営をよく踏まえたうえで、5 年おきに検証や見直しを行うこととした。</li> </ul>					
これからの 取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道使用料については、使用料体系だけでなく、手数料徴収等、使用料以外の新たな収入の確保を含めて令和 4（2022）年度から見直し検討を行い、方針を決定する。</li> <li>水道料金については、大きく変化する社会情勢や経営をよく踏まえたうえで、5 年おきに検証や見直しを行うこととし、令和 7（2025）年度に実施予定。</li> </ul>					
目的	適正な料金（受益者負担）を徴収することで、経営基盤の強化を図るため。					
目標時期	令和 7（2025）年度					
実施内容			実施スケジュール			
			令和 4(2022) 年度	令和 5(2023) 年度	令和 6(2024) 年度	令和 7(2025) 年度
・ 下水道使用料の検証、見直し及び方針の検討			→			
・ 下水道使用料の検証、見直し及び方針の検討結果に伴う実施			→			
・ 水道料金の検証、見直し及び検討			→			
目標			効果			
令和 4 (2022) 年度	・ 下水道使暫定用料の検証、見直し及び方針の 検討					
令和 5 (2023) 年度	・ 下水道使用料の検証、見直し及び方針の検討					
令和 6 (2024) 年度	・ 下水道使用料の検証、見直し及び方針結果に 伴う実施					
令和 7 (2025) 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道使用料の検証、見直し及び方針結果に 伴う実施</li> <li>水道料金の検証、見直し及び検討</li> </ul>					
			効果額		■円	

### 3 策定の経過

令和2年度	
令和3年 3月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第1回行政経営改革審議会</li> <li>・ 行政経営改革審議会委嘱状交付式</li> <li>・ 委員長・副委員長の選任</li> <li>・ 行政経営改革審議会の役割についての説明</li> <li>・ これまでの市の行政経営改革についての説明</li> <li>・ 行政経営改革実施計画の策定についての説明</li> </ul>
令和3年度	
令和3年 4月23日	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第2回行政経営改革審議会</li> <li>・ 白井市の財政状況についての説明</li> <li>・ 新たな取組項目の検討方法についての説明</li> </ul>
4月30日～ 5月14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員各自で新たな取組項目の提案書作成</li> </ul>
4月30日～ 5月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市職員から新たな取組項目の提案募集</li> </ul>
6月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第3回行政経営改革審議会</li> <li>・ 新たな取組項目の検討</li> </ul>
7月16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第4回行政経営改革審議会</li> <li>・ 新たな取組項目の検討</li> </ul>
8月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第5回行政経営改革審議会</li> <li>・ 新たな取組項目の検討</li> <li>・ 市職員から募集した新たな取組項目の提案の報告</li> </ul>
9月17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第6回行政経営改革審議会</li> <li>・ 新たな取組項目の検討結果について報告</li> </ul>
11月5日	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第7回行政経営改革審議会</li> <li>・ 第2次行政経営改革実施計画（素案）の検討</li> </ul>
11月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第8回行政経営改革審議会</li> <li>・ 第2次行政経営改革実施計画（素案）の答申</li> </ul>
12月 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政経営戦略会議で第2次行政経営改革実施計画（素案）の決定</li> </ul>
令和4年 2月 日	第2次行政経営改革実施計画（素案）に対するパブリックコメント
2月 日	第2次行政経営改革実施計画の決定

## 4 行政経営改革審議会

### (1) 行政経営改革審議会の設置について

白井市附属機関条例（平成24年12月28日条例第24号）により設置され、次のとおり担任する事務、組織、委員の構成、定数及び任期を定めています。

執行機関	附属機関	担任する事務	組織	委員の構成	定数	任期
市長	白井市行政経営改革審議会	(1) 行政経営改革に関する計画の策定及び推進等に関する事項について調査審議すること。 (2) 行政経営改革について市長に意見を述べること。	会長 副会長 委員	(1) 学識経験を有する者 (2) 市民	8人以内	3年

### (2) 行政経営改革審議会委員名簿

氏名	区分	備考
坂野 喜隆	学識経験者	会長
山田 愛	市民	副会長
宗和 暢之	学識経験者	委員
岩井 義和	学識経験者	委員
太田 高史	市民	委員
今 久美子	市民	委員
大江 啓	市民	委員
高橋 友幸	市民	委員

(答申日：令和3年 月 日現在)

白井市行政経営改革実施計画  
令和4(2022)年度～令和7(2025)年度

発行日

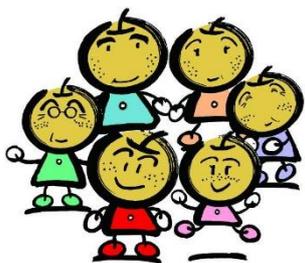
発行 白井市

編集 白井市企画財政部財政課

〒270-1492 千葉県白井市復 1123

TEL 047-492-1111 (代表)

FAX 047-491-3510



白井市マスコットキャラクター  
「なし坊ファミリー」